

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 27 日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
 同 吉 川 知 恵 子
 同 中 家 華 江
 同 柳 下 剛
 同 斉 藤 た か み

1 措置の対象となった監査の結果

令和 6 年 10 月 9 日神奈川県監査委員公表第 12 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会及び公安委員会を除く 1 か所（既報告の 10 か所を除く。）に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

政策局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県県西地域県政総合センター	令和 6 年 4 月 25 日及び同年 9 月 24 日（令和 6 年 3 月 12 日から同月 15 日まで職員調査）	（要改善事項） 箱根ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費については、協議会を構成する県西地域の 2 市 3 町（以下「関係市町」という。）と県との合意に基づき、総事業費の予算額から、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「振興協会」という。）の助成金、前年度繰越金、協賛金等（以下「振興協会助成金等」という。）を控除した金額の 2 分の 1 ずつを県と関係市町で負担することとなっているが、協議会において、毎年、予算では見込んでいなかった翌年度繰越額が生じており、県の負担金（以下「県負担金」という。）を原資とする資金が当年度に使用されないまま翌年度に繰り越され、引き続き、協議会内部に留保されることになっていた。 （以下令和 6 年 10 月 9 日神奈川県監査委員公表第 12 号中、第 7 監査の結果 3(1)アのとおり）	要改善事項については、県負担金を原資とする資金が当年度に使用されないまま翌年度に繰り越しされていた点を見直し、令和 7 年度執行分より、目安として 100 万円を超える繰越金が発生した場合には、県及び県西地域の 2 市 3 町で構成される箱根ジオパーク推進協議会幹事会で改めて協議し、精算を行うこととした。